

教習料金にかかる消費税について



平成31年10月1日から、
消費税率が10%に！

指定自動車教習所では消費税を円滑に転嫁する特別措置法に基づいて教習料金にかかる消費税を適正に上乗せすることを取り決めています。そのため、当校の会計処理に応じた対応として、8%の変更前税率で教習料金をお支払い頂いた場合でも、税率変更後に受講する技能教習と技能検定の料金には新税率10%が適用されます。この場合生じる2%の差額はご卒業迄にお支払い頂くことになります。教習生や保護者の皆様におかれましては、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい。

税率変更日をまたぐ納入済み料金の消費税

- 平成31年10月1日から消費税率が10%に変更予定です。
- 9月30日までに納入した料金の内、10月1日以後に受講する技能教習と技能検定の料金にかかる消費税率は10%！

9 / 30 | 10 / 1

